

2023年11月6日

## 吸収分割にかかる事前開示書面

東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 佐々木 大輔

フリー株式会社（以下「承継会社」といいます。）及びエン・ジャパン株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年10月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年12月12日として、承継会社が分割会社のpasture事業に関して有する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1の吸収分割契約書のとおりです。

### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割に際して、承継会社から分割会社に交付する対価は、吸収分割契約書「第5条（本件吸収分割の対価）」のとおりです。本吸収分割に際して交付する対価については、本吸収分割により承継会社に承継される事業価値を算定し、その他諸般の事情を総合的に考慮して決定されたものであり、相当であると判断しております。

### 3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

本吸収分割に際して、承継会社は、分割会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付しないため、該当事項はございません。

### 4. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後の重要な後発事象

##### ア 期末配当

分割会社は、2023年6月28日を効力発生日として、1株当たり70円10銭（総

額 3,143,596,016 円) の剰余金配当を行いました。

イ 新株予約権の発行

分割会社は、2023 年 7 月 13 日に、分割会社使用人 87 名に対して、2,496 個の新株予約権 (エン・ジャパン株式会社第 10 回新株予約権) を割り当てました。

ウ 特別調査委員会の設置及び調査報告書の受領並びに第 23 期有価証券報告書の提出

分割会社は、分割会社連結海外子会社 (中国現地法人) である英才網聯 (北京) 科技有限公司の総経理による不適切な行為の疑義 (以下「本件」といいます。) が判明したことを受け、2023 年 5 月 23 日、特別調査委員会を設置し、本件の事実関係の調査、本件に類似する案件の存否などについて調査を行い、同年 7 月 24 日に特別調査委員会より調査報告書を受領しました。これを受けて、分割会社は、同年 7 月 31 日に、第 23 期有価証券報告書を提出するとともに、2023 年 3 月期決算短信の訂正を開示いたしました。

エ 分割会社の連結子会社である英才網聯 (北京) 科技有限公司の持分の譲渡

分割会社は、2023 年 7 月 24 日付けで、分割会社が保有する英才網聯 (北京) 科技有限公司の持分を全て譲渡することを決議いたしました。

**5. 承継会社の最終事業年度の末日後の重要な後発事象 (会社法施行規則第 192 条第 6 号)**  
該当事項はありません。

**6. 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 192 条第 7 号)**

承継会社の 2023 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 41,428,118 千円、負債の額は 15,342,919 千円であり、資産の額が負債の額を上回っています。本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額についても、負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、効力発生日以後における承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

別紙1

## 吸収分割契約書

エン・ジャパン株式会社（以下「甲」という）およびフリー株式会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の pasture 事業（別紙に定めるものとし、以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。なお、甲は、第4条に定める権利義務以外の権利義務を乙に対して承継させ、又は乙に帰属させてはならない。

### 第2条（商号および住所）

本吸収分割にかかる吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

- 1 吸収分割会社（甲） 商号：エン・ジャパン株式会社  
住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
- 2 吸収分割承継会社（乙） 商号：フリー株式会社  
住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

### 第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2023年12月12日とする。ただし、必要に応じて、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から別紙「承継権利義務明細」に掲げる資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継する（以下「承継対象権利義務」という）。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行したときは、乙に対してその全額を求償することができる。

### 第5条（吸収分割の対価）

1. 乙は、本吸収分割により甲から承継する権利義務に代わる金銭等（以下「分割対価」という）として、甲に対し、効力発生日に、金940,000,000円を支払う。

- 乙による前項の分割対価の支払いは、別途甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。振込手数料は乙の負担とする。

#### 第6条（本契約の承認等）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ取締役会の決議を得るものとする。

#### 第7条（本契約の変更および解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたときまたは本契約の目的の達成が困難になったときは、甲および乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第8条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2023年10月27日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン・ジャパン株式会社  
代表取締役 鈴木 孝二

乙 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 佐々木 大輔

承継権利義務明細

本件事業に関して甲が有する次の資産、負債、契約その他の権利義務。

(本件事業の内容)

甲が営む pasture 事業

1. 資産

- 現金 140,000,000 円
- 売掛金
- 前払費用
- ソフトウェア
- 商標権

2. 負債

- 未払金
- 未払費用
- 預り金
- 前受金
- ただし、簿外債務、偶発債務及び潜在債務の一切は承継されない。(以下、「非承継債務」という)

3. 契約その他の権利義務

- 本件事業に関してユーザとの間で締結された契約に基づいて生じる一切の権利義務を承継する。
- 本件事業に属する一切の契約についての契約上の地位及びこれに基づいて生じる権利義務を承継する(ただし、非承継債務を除く)。
- 効力発生日において本件事業に主として従事する従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、すべて承継する(ただし、非承継債務を除く)。
- 本件事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、認定、登録等のうち、法令上承継可能なものはすべて承継する。

以上

添付書類 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

**1 企業集団の現況に関する事項****(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

(単位：百万円)

売上高		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	増減	増減率	
投資	HR-Tech engage	1,945	3,787	1,841	94.7%	
	人財 プラットフォーム	4,406	6,214	1,808	41.0%	
既存	国内	求人サイト	25,670	29,264	3,594	14.0%
		人材紹介	9,660	10,029	369	3.8%
		その他	2,335	2,852	517	22.2%
	海外	10,975	16,227	5,251	47.9%	

**HR-Tech engage**

中期経営計画の基本方針に基づき、求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施し、結果、会員数は226万人（昨年対比+116万人）と大きく増加しました。会員数が増えることで利用企業も増え、総利用社数は52万社、公開求人数は134万件と採用サービスとして国内トップクラスの規模となりました。求職者数が増えて応募総数が増えたことに加え、従来の応募課金プランだけでなく1日から有料掲載が出来る掲載課金プランも導入したことで有料利用企業数も増加し、売上高は大きく伸長しました。

これらの結果、HR-Tech engageの売上高は前期比94.7%増の3,787百万円となりました。

**人財プラットフォーム**

中期経営計画の基本方針に基づき、AMBIを中心に求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施し、結果、会員数は320万人（昨年対比+63万人）に増加しました。特に、AMBIのターゲットである若手ハイクラス層の採用需要は継続して高く、人材紹介会社、一般企業ともに利用企業が増加したことで売上高は大きく伸長しました。

これらの結果、人財プラットフォームの売上高は前期比41.0%増の6,214百万円となりました。

### 国内求人サイト

エン転職はコロナ禍からの経済再開に伴い、企業の採用需要が旺盛となったことから中小企業顧客から大口企業まで全般的に顧客単価が上昇し、売上高が伸長しました。

また、派遣会社向け求人サイトでは大手顧客の出稿増加を背景に売上高が伸長しました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比14.0%増の29,264百万円となりました。

### 国内人材紹介

エンエージェントは採用需要の高いミドルクラスの採用決定数が増加し、売上高が伸長しました。

エンワールド・ジャパンではコロナ禍で新規採用を停止していたことなどから人員が少ない状況となり、売上高が微減となりました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比3.8%増の10,029百万円となりました。

### 海外事業


インドはIT派遣をメイン事業としており、世界的なIT需要の高まりを背景に前年比較では大幅に売上が伸長しました。しかし、第4四半期連結会計期間に入り、米国大手IT企業の人員削減の影響を受けて売上高の伸長は鈍化しています。

ベトナムは国内でトップシェアである求人サイトをメイン事業としており、コロナ禍からのリオープニングを背景に売上高は大幅に伸長しました。ベトナムも第4四半期連結会計期間に入り、国内の景況感悪化により売上高の伸長は鈍化しています。


これらの結果、海外事業の売上高は前期比47.9%増の16,227百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は67,716百万円（前期比24.1%増）、営業利益は4,249百万円（前期比55.9%減）、経常利益は4,072百万円（前期比59.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,695百万円（前期比59.3%減）となりました。

売上高	
67,716百万円	前期比 24.1%増 

経常利益	
4,072百万円	前期比 59.8%減 

営業利益	
4,249百万円	前期比 55.9%減 

親会社株主に帰属する当期純利益	
2,695百万円	前期比 59.3%減 

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,753百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ サイト開発、追加改修等

③ 資金調達の状況

取引銀行1行と当座貸越契約（極度額1,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

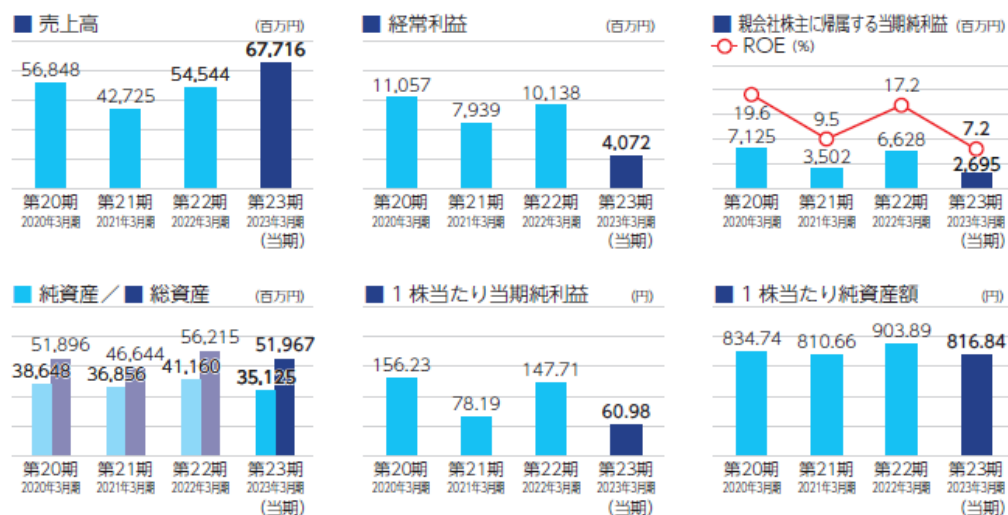


## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第20期	第21期	第22期	第23期 (当連結会計年度)
	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	56,848	42,725	54,544	67,716
経常利益	11,057	7,939	10,138	4,072
親会社株主に帰属する当期純利益	7,125	3,502	6,628	2,695
1株当たり当期純利益 (円)	156.23	78.19	147.71	60.98
総資産	51,896	46,644	56,215	51,967
純資産	38,648	36,856	41,160	35,125
1株当たり純資産額 (円)	834.74	810.66	903.89	816.84
ROE (%)	19.6	9.5	17.2	7.2

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	63,912百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt.Ltd.	25百万INR	85.8	IT人材派遣

(注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。

2. Future Focus Infotech Pvt.Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、85.8%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が存在しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。また近年では企業におけるデジタル化の推進や、テレワーク・フリーランスを始めとした働き方の変化が起こっております。それに伴い、成長産業が変化し、また求職者にも転職志向の変化が起ると予想されます。このような状況では、業界を跨いだ転職が促進され、結果的に雇用の流動性が高まるものと考えております。

海外における人材ビジネス市場は、当社が注力するインド、ベトナムは高い経済成長が見込まれており、人口が多く平均年齢も若いことから、中長期的な視点で人材ビジネスの成長期待が高いと考えております。短期的には各国内の景気悪化等の影響により、経済活動及び採用活動の停滞が見られるものの、IT・テクノロジー分野の市場成長期待及び同分野の人材ニーズは高く、オフショア開発等を含めてインド、ベトナムの成長期待は依然として高いものとみております。

このような状況を踏まえ、当社は今後、雇用の流動性が高まることに加えて、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化とともに選別も進むものと考えております。当社はパーパス（社会における当社の存在意義）として「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」を掲げております。その実現のために、テクノロジーを活用して質・量ともに担保された求人情報の提供による就業機会の増大を目指してまいります。

また、投資事業と位置付ける「engage」「人財プラットフォーム」を次の事業の柱とするべく積極投資を継続し、売上高を大きく伸ばさせる方針であります。既存事業も一定の投資は行いながら、高収益な事業として継続させていきます。そして、事業成長を支えるためにも人的資本経営及びガバナンス強化を積極的に推進いたします。

「engage」につきましては、従来の求人メディアとは異なるユニークなサービスを提供しております。企業側は、無料で自社採用ホームページ・求人情報を作成し、多彩な求人ネットワーク連携により求職者への露出を高めることができます。利便性の高さから利用企業数が年々増加し、求人数では既にハローワークの正社員求人数を超える規模となっております。今後は、求職者獲得のためにプロモーション投資を強化し、AIなどのテクノロジーを活用して最適な求人情報を求職者へ提供、就業機会の増大を目指してまいります。

「人財プラットフォーム」では、採用需要の増加が見込まれる専門職・管理職などのハイクラス層をターゲットに、魅力的な求人情報を提供し、社会的インパクトの大きいポジションや成長産業への適切な労働移動の実現を目指してまいります。

（特別調査委員会からの報告書受領について）

当社は、2023年3月期の期末監査の期間中に当社の中国における連結子会社（英才網聯（北京）科技有

限公司（以下「英才JV」といいます。）において不適切な会計処理が行われていた疑いが判明したため、2023年5月23日より外部の有識者2名及び独立役員である社外取締役監査等委員長からなる特別調査委員会を設置し調査を開始、2023年7月24日に調査チームから調査報告書を受領しております。

本件調査において、英才JVの総経理による関与が認められた不適切な会計処理として、2010年から2016年にわたり、英才JVの預金を私的に流用していたことが確認されました。

次に、本件調査の過程で、英才JVにおける社会保険料等が一部未納となっている可能性が発覚したため、当社が調査主体となり、特別調査委員会及び外部の専門家の協力を得て、事実関係等の調査を行った結果、当社が英才JVへ出資した2006年より、社会保険料等が一部未納となっている事実が確認されました。

上記の必要な修正は、全て2023年3月期の連結計算書類に反映いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、調査報告書の提言を踏まえ、以下の通り再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ① 全ての連結子会社のコンプライアンス意識をさらに高められるような施策を検討し継続的に実施する。
- ② グローバルホットラインの仕組みを連結グループの全従業員に周知徹底する。
- ③ 内部監査室の内部監査の対象から長期間外れている連結子会社がないような内部監査計画を立案し実行する。
- ④ 連結決算財務報告プロセスの決算財務チェックリストを改善し、各勘定科目について入手すべき証憑及び当社のチェック内容を具体的に記述し、全ての連結子会社からチェックリストに沿って十分な証憑を入手し確認するよう当社管理部門の体制を整備し運用する。

## (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	■HR-Tech engage (採用HP作成・求人募集・採用支援ツール)
	■人材プラットフォーム (主なブランドはAMBI、ミドルの転職 等)
	■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、VietnamWorks 等)
	■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)
	■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンの一部でスペシャリスト派遣)
	■人材活躍支援・その他 (人材活躍支援サービスのエンカレッジ、採用管理システムのゼクウ 等)

## (6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

### ① 当社

本社：東京都新宿区  
支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

### ② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社  
(本社：東京都中央区)  
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company  
(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)  
Future Focus Infotech Pvt.Ltd.  
(本社：インド共和国チェンナイ市)

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,380名	452名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員 (パートタイマー) 356名は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,848名	398名増	30歳6ヶ月	4年3ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者30名及び臨時従業員 (パートタイマー) 353名は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

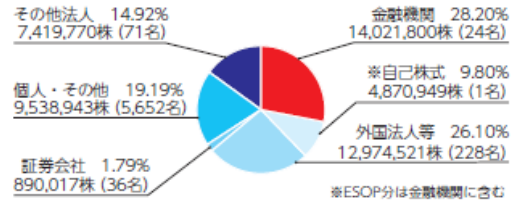
## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株  
 ② 発行済株式の総数 42,525,051株  
 (自己株式7,190,949株を除く)  
 ③ 株主数 6,012名  
 ④ 大株主



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,827,500株	16.06%
越智通勝	4,383,900	10.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,776,100	8.88
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	7.20
有限会社えん企画	2,184,800	5.14
有限会社エムオー総研	1,967,000	4.63
越智明之	1,475,200	3.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,075,100	2.53
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND,L.P.	606,200	1.43
JP MORGAN CHASE BANK 385839	603,524	1.42

(注) 1. 第2順位の当社所有の自己株式4,870,949株と、第6順位の株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 保有の当社株式2,320,000株は、上記から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式 (7,190,949株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	5名
新株予約権の数	283個
目的となる株式の種類及び数	普通株式56,600株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。



2016年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2016年9月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	1名
新株予約権の数	10個
目的となる株式の種類及び数	普通株式2,000株

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。  
 2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。  
 行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日  
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。  
 ② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。  
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2022年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から 2037年7月13日まで
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。
保有者数	5名
新株予約権の数	1,620個
目的となる株式の種類及び数	普通株式162,000株

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。  
 2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。  
 行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日  
 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。  
 ② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。  
 ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2022年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	執行役員、従業員、子会社取締役		
新株予約権の数	8,644個		
目的となる株式の種類及び数	普通株式864,400株		
新株予約権の払込金額	払込を要しない		
新株予約権の行使価額	1個につき100円		
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から 2037年7月13日まで		
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。		
使用人等への交付状況	執行役員	新株予約権の数	678個
		目的となる株式数	67,800株
		交付者数	5名
	従業員	新株予約権の数	7,687個
		目的となる株式数	768,700株
		交付者数	203名
子会社取締役	新株予約権の数	279個	
	目的となる株式数	27,900株	
	交付者数	3名	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2022年7月14日から2037年7月13日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該重要事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木孝二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長
取締役会長	越智通勝	
常務取締役	河合恩	執行役員 ブランド企画室長
取締役	寺田輝之	執行役員 デジタルプロダクト開発本部長
取締役	岩崎拓央	執行役員 engage事業部長
取締役 社外取締役 独立役員	村上佳代	Kazu&Company合同会社代表社員
取締役 社外取締役 独立役員	坂倉 亘	One Capital株式会社取締役COO 株式会社COTEN社外取締役
取締役 社外取締役 独立役員	林 有理	
取締役（監査等委員） 社外取締役	井垣太介	弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士 UTグループ株式会社社外取締役
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	大谷直樹	株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役 JPインベストメント株式会社パイアウト投資部長
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	石川俊彦	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長 BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO

- (注) 1. 取締役の村上佳代氏、坂倉亘氏、林有理氏、井垣太介氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏は、社外取締役であります。  
2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当者を適した組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。  
3. 監査等委員の石川俊彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の村上佳代氏、坂倉亘氏、林有理氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏を独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションによって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬は、役位、職責に応じて各人毎に固定額が定められています。

賞与は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

株式報酬型ストックオプションについても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2023年6月27日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、上記株主総会での報酬限度額と決定方針に則り、代表取締役社長執行役員鈴木孝二氏が中心となり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬額及び業績連動報酬の原案を作成後、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	221 (14)	155 (14)	47 (-)	18 (-)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10 (10)	10 (10)	- (-)	- (-)	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	3 (3)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第22回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人員及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員を除く）の支給人員及び報酬等は本移行前及び本移行後の期間、取締役（監査等委員）の支給人員及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 上記には、2022年6月28日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、取締役から取締役監査等委員に就任した1名、監査役から取締役監査等委員に就

任した2名及び任期満了により退任した監査役1名を含めております。

3. 監査等委員会移行前の監査役の報酬額は、2008年3月27日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 業績連動報酬等（株式報酬）は取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
5. 業績連動報酬等（賞与）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高67,716百万円、連結営業利益4,249百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,695百万円であります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためであります。
6. 業績連動報酬等（株式報酬）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高67,716百万円、連結営業利益4,249百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,695百万円であります。当社の業績連動報酬等（株式報酬）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言の状況
社外取締役	村上佳代	12回/12回 (100%)	—	取締役村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	坂倉 亘	12回/12回 (100%)	—	取締役坂倉亘氏は、デジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関する豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	林 有理	10回/10回 (100%)	—	取締役林有理氏は、民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	井垣 太介	12回/12回 (100%)	10回/10回 (100%)	取締役（監査等委員）井垣太介氏は、主に弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	大谷 直樹	11回/12回 (91.7%)	8回/10回 (80.0%)	取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	石川 俊彦	12回/12回 (100%)	10回/10回 (100%)	取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

(注) 1.林有理氏は、2022年6月28日開催の定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。  
2.大谷直樹氏及び石川俊彦氏は、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回のうち、2回に出席しております。

### ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役村上佳代氏は、取締役会及び経営会議においてWEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役坂倉亘氏は、取締役会及び経営会議においてデジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関する豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員



会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役林有理氏は、取締役会及び経営会議において民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、取締役会において主に弁護士としての専門的見地から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

#### 八. 重要な兼職先と当社との関係

取締役村上佳代氏は、Kazu&Company合同会社代表社員を兼職しております。当社と当該法人との間には、特別な利害関係はありません。

取締役坂倉巨氏は、One Capital株式会社取締役COO及び株式会社COTEN社外取締役を兼職しております。当社はOne Capital株式会社が無限責任社員として運用している投資事業組合に365百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の2%未満であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。また、当社と株式会社COTENとの間には、特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。当社はUTグループ株式会社から採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

取締役（監査等委員）大谷直樹氏は、株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役及びJPインベストメント株式会社バイアウト投資部長を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長、BBS (Thailand) Co., Ltd. CEOを兼職しております。当社は株式会社ビジネスブレイン太田昭和から人材紹介手数料を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人



## ② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	36百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに遡年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### 【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

#### ① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たるのが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

## ② 整備の状況

### イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。また、監査等委員会においても毎月1回開催しており、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。

### ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的実施しており、その結果については、監査役と積極的に情報交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出されております。

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

### ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

### ニ. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

ホ、当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、または取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

ハ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査を行います。

ト、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

チ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（若しくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する体制

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

又、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

### ③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### イ. 取締役の職務の執行について

当社及び当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

#### ロ. リスク管理体制について

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また各事業部門に係るリスクについては、取締役会または代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築しております。

#### ハ. 内部監査の実施について

内部監査室を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、これらの監査結果について、代表取締役社長及び監査等委員会に対して報告を行っております。

#### ニ. 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

#### 【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	23,058
現金及び預金	13,260
売掛金	2,728
有価証券	2,000
貯蔵品	11
前払費用	471
預け金	4,127
その他	500
貸倒引当金	△42
<b>固定資産</b>	23,077
<b>有形固定資産</b>	142
建物	101
器具及び備品	41
<b>無形固定資産</b>	5,358
商標権	24
ソフトウェア	4,710
その他	623
<b>投資その他の資産</b>	17,577
投資有価証券	3,765
関係会社株式	10,154
長期貸付金	1,838
破産更生債権等	3
繰延税金資産	822
その他	1,337
貸倒引当金	△345
<b>資産合計</b>	46,136

項目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	9,469
買掛金	141
未払金	4,218
未払費用	224
前受金	3,903
預り金	48
前受収益	1
賞与引当金	858
役員賞与引当金	47
その他	25
<b>固定負債</b>	1,533
長期未払金	887
株式給付引当金	473
資産除去債務	173
<b>負債合計</b>	11,003
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	34,779
資本金	1,194
資本剰余金	3,093
資本準備金	2,678
その他資本剰余金	414
<b>利益剰余金</b>	41,371
その他利益剰余金	41,371
別途積立金	2,030
繰越利益剰余金	39,341
自己株式	△10,880
評価・換算差額等	140
その他有価証券評価差額金	140
新株予約権	213
<b>純資産合計</b>	35,133
<b>負債純資産合計</b>	46,136



損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		42,951
売上原価		3,840
売上総利益		39,111
販売費及び一般管理費		37,159
営業利益		1,952
営業外収益		1,599
営業外費用		220
経常利益		3,331
特別利益		
投資有価証券売却益	440	440
特別損失		
固定資産除却損	7	
投資有価証券評価損	192	
関係会社株式評価損	526	725
税引前当期純利益		3,046
法人税、住民税及び事業税	584	
法人税等調整額	△176	407
当期純利益		2,638

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,194	2,678	419	3,097	2,030	40,016	42,046	△5,068	41,269
当期変動額									
剰余金の配当						△3,313	△3,313		△3,313
当期純利益						2,638	2,638		2,638
自己株式の取得								△5,869	△5,869
自己株式の処分			△4	△4				58	53
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-			-	-	-
当期変動額合計	-	-	△4	△4	-	△674	△674	△5,811	△6,490
当期末残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	39,341	41,371	△10,880	34,779

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	102	102	124	41,496
当期変動額				
剰余金の配当				△3,313
当期純利益				2,638
自己株式の取得				△5,869
自己株式の処分				53
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	38	38	89	127
当期変動額合計	38	38	89	△6,363
当期末残高	140	140	213	35,133



## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純  
等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式 移動平均法による原価法  
等

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条  
第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告  
日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によ  
っております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |   |        |
|--------|---|--------|
| 建      | 物 | 8年～25年 |
| 器具及び備品 |   | 2年～20年 |
- また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- (2) 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 株式給付引当金 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

##### ① HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ② 人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ③ 国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

##### ④ 国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 1. 関係会社株式の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額及びその他の情報

###### ① 算出方法

当社は、当事業年度において、関係会社株式のうち1社（帳簿価額593百万円）について、株式の超過収益力等反映前の実質価額が取得原価に比べて50%超下落しておりますが、将来の事業計画等をもとに一定期間経過後に回復可能性があるかと判断していることから関係会社株式の評価減をしておりません。

###### ② 主要な仮定

関係会社株式の評価にあたり、回復可能性を判断した将来の事業計画は、取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は、成約単価及び成約件数となっております。

###### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌事業年度における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 非上場株式の評価

連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）非上場株式の評価」に記載した内容と同一であります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	832百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	80百万円
長期金銭債権	1,838百万円
短期金銭債務	63百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	97百万円
売上原価	15百万円
販売費及び一般管理費	88百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	1,563百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,795,377株	2,448,872株	53,300株	7,190,949株
合計	4,795,377株	2,448,872株	53,300株	7,190,949株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,347,500株、2,320,000株含まれております。
2. 自己株式の増加は、取締役会決議に代わる書面決議に基づく自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少53,300株は、ストック・オプションの行使による減少25,800株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付27,500株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	583百万円
賞与引当金	262百万円
貸倒引当金	118百万円
未払事業税	7百万円
投資有価証券評価損	491百万円
株式給付引当金	144百万円
資産除去債務	53百万円
減価償却費	13百万円
その他	178百万円
繰延税金資産小計	1,855百万円
評価性引当額	△961百万円
繰延税金資産合計	893百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△61百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△9百万円
繰延税金負債合計	△71百万円
繰延税金資産の純額	822百万円

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額 821円16銭

1株当たり当期純利益金額 59円71銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。  
なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,330,069株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,320,000株であります。

**(連結配当規制適用会社に関する注記)**

当社は連結配当規制の適用会社であります。

**(重要な後発事象)**

連結注記表（重要な後発事象）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



独立監査人の監査報告書

2023年7月31日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、不適切な会計処理が行われていたことが当事業年度に判明いたしましたが、監査等委員会においては、特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月31日

エン・ジャパン株式会社 監査等委員会

監査等委員 井垣 太 介 ㊟

監査等委員 大谷 直 樹 ㊟

監査等委員 石川 俊 彦 ㊟

(注)監査等委員井垣太介、大谷直樹及び石川俊彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上